

宮城県議会議会改革推進会議
中間報告書
(第2回)

平成29年2月

宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	前回の中間報告（平成28年11月）までの議会改革推進会議における 検討内容	1
3	今回検討した論点及び検討経緯	1
4	方向性が示された事項	
	(1) 会派所属議員から会派への月ごとの報告の期日（論点10）	2
	(2) 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記（論点11）	2
	(3) 修正報告制度の導入（論点12）	2
	(4) 政務活動費の交付先（論点13）	3
	(5) 毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について（論点14）	3
5	今後の議会改革推進会議における検討事項	4
6	終わりに	4

資料編

[資料1]	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	5
	（参考）これまでの議会改革に関する検討状況	7
[資料2]	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	8
[資料3]	議会改革推進会議における検討項目	9
[資料4]	政務活動費の在り方に係る論点	10
[資料5]	議会改革推進会議の検討経過	11
[資料6]	議会改革推進会議中間報告（平成28年11月）概要	13

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

2 前回の中間報告（平成28年11月）までの議会改革推進会議における検討内容

今期の推進会議は、平成28年3月に委員指名後初めての会議が招集された。

検討テーマについては、「これまでの推進会議の取組を踏まえた検証」とし、「議会の公開」、「議会における住民参加」、「議会の運営」及び「その他」の4点を検討項目とした。〔資料3〕

具体の検討においては、「政務活動費の在り方」に係る事項について集中して検討を行うこととし、検討に際しては、「公開の在り方」、「第三者機関（チェック機関）の設置」、「『手引』（『政務活動費の手引』をいう。以下同じ。）の内容に係る確認」及び「その他」の4つの大項目に論点を整理した。〔資料4〕

大項目のうち「公開の在り方」、「第三者機関（チェック機関）の設置」、「『手引』の内容に係る確認」の3つ（論点1から論点9まで）については、一定の合意を得たことから、平成28年11月に議長に報告した。〔資料5〕〔資料6〕

3 今回検討した論点及び検討経緯

前回の中間報告（平成28年11月）までに結論又は検討の着手に至らなかった次の論点について平成28年12月から平成29年2月まで計4回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ね、検討を行った。

●今回検討を行った論点

- ・ 会派所属議員から会派への月ごとの報告の期日（論点10）
- ・ 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記（論点11）
- ・ 修正報告制度の導入（論点12）
- ・ 政務活動費の交付先（論点13）
- ・ 毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について（論点14）

委員間討議においては、様々な意見が出されたが、全会派において合意に至った事項を今回の中間報告書として取りまとめを行った。

4 方向性が示された事項

(1) 会派所属議員から会派への月ごとの報告の期日（論点10）

「手引」においては、各議員は、毎月、月別支出報告書等を翌月末日までに所属会派に提出することとされているが、このことについて見直しが必要か検討を行った。

検討の結果、毎月の月別支出報告書等については、従来どおりの取扱いとし、見直しは必要ないとの結論に至った。

(2) 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記（論点11）

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「政務活動費条例」という。）においては、所属議員に対する会派の指導監督義務や会派の政務活動費経理責任者等の責務については規定があるものの、県民に対する会派又は議員の責務（説明責任）については規定がないため、これに関する規定の追加が必要か検討を行った。

検討の結果、政務活動費条例に「会派及び議員の説明責任」について規定の追加を行うべきとの結論に至った。

●兵庫県議会の例

（会派及び議員の責務）

第1条の2 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

(3) 修正報告制度の導入（論点12）

政務活動費条例の規定により会派から議長に提出する収支報告書等に修正の必要が生じた場合の取扱いについては、現行においては明文の規定がないことから、議長に対する修正報告について制度化が必要か検討を行った。

検討の結果、修正報告制度について制度化し、明文化すべきであるとの結論に至った。また、修正を可能とする期間については、返還に係る消滅時効等の関係を踏まえ、政務活動費の額が確定してから5年間とすべきである。

なお、「手引」においては、議員が会派に月ごとに提出する月別支出報告書等について、会派における審査後、その写し及び会派共通経費分に係る月別支出報告書等の写しを議長（議会事務局）に提出することとなっているが、これらの書類については、政務活動費条例の規定により会派が議長に収支報告書等を提出するまでの間は必要に応じ訂正できると考えられる。

(4) 政務活動費の交付先（論点13）

政務活動費は、地方自治法第100条第14項により、条例の定めるところにより会派又は議員に交付することができることとなっている。政務活動費条例第3条において「会派又は無会派議員」と規定している交付先について、見直しが必要か検討を行った。

検討の結果、交付先については、現行のとおり、「会派又は無会派議員」とすべきとの結論に至った。

(5) 毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について（論点14）

「(3) 修正報告制度の導入（論点12）」に記載したとおり、「手引」においては、所属議員及び会派共通経費に係る月別支出報告書等について、会派における審査後、議長（議会事務局）に提出することとなっている。これらの文書は、政務活動費条例の規定により収支報告書等を提出するまでは、確定したのではなく、審査途中の文書であるが、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求がなされた場合、同条例に定める非開示情報を除き、基本的に開示の対象となっている。

この点について審査途中の文書を開示しない文書として位置付ける考え方も提示されたが、検討の結果、現行のとおり取扱いとすべきとの結論に至った。ただし、これらの月別支出報告書等については、訂正があり得るため、その開示の際には、議会事務局は、開示請求者に対し、政務活動費条例の規定により提出する収支報告書等の内容と相違する可能性があることを説明すべきとの結論に至った。

5 今後の議会改革推進会議における検討事項

今後の議会改革推進会議においては、1 ページ及び資料3に記載の政務活動費関連以外の検討項目について順次、検討を行う。

なお、政務活動費に関する基本的事項や「手引」の内容に係る変更については、今後とも、必要な都度、検討を行うものとする。

6 終わりに

前回の中間報告（平成28年11月）において平成29年度分からの政務活動費に係る領収書等のネット公開について合意に至ったが、今回は、政務活動費の適正な支出のため、さらに整理が必要な論点について協議し、会派間の合意をみたものである。

今後、県議会が信頼を回復するためには、県民に開かれた議会として、改革の確実な実行とさらなる改革に向けた不断の努力が必要であり、当推進会議においても、引き続き、議会改革に係る様々な項目について協議を行っていくこととしたい。

●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、推進会議の事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- 一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）
- 二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

○これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H7. 10～ H8. 12	各会派から 1名以上で、 10名以内	議会情報公開、 議会運営等に関 する諸事項につ いて	①情報公開要綱の制定（H9. 4から情報 公開を実施） ②本会議の会議時間の変更 （午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償 は、日額とし、土・日・祝は原則と して支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権 議会制度 対策 特別委員会	特別委員会 (法定)	H12. 7～ H13. 6	<全会派 10人>	地方分権及び議 会機能強化等 に関する諸施策に ついて	①議会事務局の組織改編 （調査課を政務調査課とし、政務調査課に 政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の 交付に関する条例」の制定
3	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H13. 8～ H15. 3	<全会派 9人>	議会運営、議会 の経費節減等 について	①議員宿舎や議会バスの廃止等によ る議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、I T 化の一環として議会LANを構築 し、議会広報の充実等を図る。（経 費節減分を活用）
4	議会改革推 進会議	議員全員 参加の任意 検討機関 (規約)	H15. 10～ H19. 4	議員全員 63人	地方分権の推進 や分権時代にふ さわしい議会の あり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導 入。 予算・決算特別委員会での説明用パ ネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。 また、委員会で条例制定のために有 識者から意見を徴する場合の経費 を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18. 6公布。 改正内容：臨時会の招集請求権、委員会 制度に関する事項、専門的知見の活用 等）に応じた議会とする。
5	議会改革推 進調査特別 委員会	特別委員会 (法定)	H20. 7～ H21. 6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本 条例の制定に向 けた検討	H21年6月定例会に宮城県議会基本条 例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革推 進会議	「協議等 の場」 (運営要綱) ※議会基本 条例の制定 を受け、H21 年6月定例会 で自治法の 「協議等 の場」として設 置	H21. 7～	～H23. 6 <全会派 14人> H23. 12～ H27. 11 <全会派※ 15人> ※1人会派は併せて 1会派とカウント	議会改革の推進 に関する事項（議 会運営委員会の担 任事項を除く。）	○H21. 7～H25. 11 ・議会運営委員会と役割分担しなが ら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監 査委員に係る検討 ○H26. 2～H27. 11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震 災の議会の対応記録並びに検証及び提 言）の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討

●宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議

◎安 藤 俊 威
藤 倉 知 格
佐 藤 光 樹
長谷川 敦
石 川 利 一
渡 辺 勝 幸

みやぎ県民の声

○藤 原のりすけ
鎌 田 さゆり

日本共産党宮城県会議員団

遠 藤 いく子
福 島 かずえ

公明党県議団

横 山 のぼる

社民党県議団

岸 田 清 実

無所属の会

渡 辺 忠 悦

21世紀クラブ

吉 川 寛 康

(◎は委員長，○は副委員長)

● 議会改革推進会議における検討項目

- 政務活動費の在り方について

- 政務活動費関連以外
 - (1) 議会の公開
 - イ 委員会の動画の公開
 - ロ 議長選挙の過程の公開

 - (2) 議会における住民参加
 - イ 傍聴環境
 - ロ 参考人及び公聴会制度の活用
 - ハ 県民等との意見交換会
 - ニ 夜間・休日議会の開催（傍聴者の拡大）
 - ホ 政策提言等に係る関係機関との連携
 - へ 県政課題等に係る自治体及び自治体議会との連携

 - (3) 議会の運営
 - イ 議会基本条例に基づく取組
 - ロ 予算等審議体制
 - ハ 委員会運営の充実
 - ニ 議会における I C T活用の可能性
 - ホ 議会事務局機能の充実
 - へ 本会議での委員長報告の在り方
 - ト 議会調査機能の強化

 - (4) その他
 - イ 旅費（応招旅費・出張旅費）のコスト削減
 - ロ 議会内設備の改善

●政務活動費の在り方に係る論点

第1 公開の在り方

- 論点1 議長への提出及び公開の対象とする書類，公開の手法
- 論点2 ネット公開等をするとした場合のマスキングの範囲
- 論点3 ネット公開等をするとした場合の対象年度
- 論点4 公開の間隔（＝議長への報告の間隔）をどうするか。

第2 第三者機関（チェック機関）の設置

- 論点5 専門家を構成員とする第三者機関を設置するとした場合
- 論点6 一般の希望する方々にチェックしてもらおう場を設ける場合
- 論点7 県監査委員（事務局）の活用

第3 「手引」の内容に係る確認

- 論点8 「手引」の内容のうち，解釈の幅などがある事項の検討
- 論点9 「手引」の更新（アップデート）の方法
- 論点10 会派所属議員から会派への月ごとの報告の期日

第4 その他

- 論点11 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記
- 論点12 修正報告の制度の導入
- 論点13 政務活動費の交付先
- 論点14 毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について

● 議会改革推進会議の検討経過

【中間報告（平成28年11月）まで】

日付	内 容
平成28年 3月15日(火)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（安藤俊威委員長，藤原のりすけ副委員長） ○議会改革推進会議の検討テーマについて
4月21日(木)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
5月23日(月)	議会改革推進会議（3回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
6月 9日(木)	議会改革推進会議（4回目） ○参考人意見聴取 「政務活動費制度の経緯及び考え方について」 (全国都道府県議会議長会 議事調査部長 内田一夫氏)
7月11日(月)	議会改革推進会議（5回目） ○参考人意見聴取 「政務活動費の在り方について」 (仙台市民オンブズマン 事務局長 畠山裕太 氏 株式会社河北新報社 報道部副部長 矢野奨 氏)
7月22日(金)	議会改革推進会議（6回目） ○政務活動費の在り方について
8月23日(火)	議会改革推進会議（7回目） ○政務活動費の在り方について
9月15日(木)	議会改革推進会議（8回目） ○政務活動費の在り方について
10月 6日(木)	議会改革推進会議（9回目） ○政務活動費の在り方について
10月26日(水) ～27日 (木)	県外調査（兵庫県議会・高知県議会） ○政務活動費の領収書等のネット公開等について
10月28日(金)	議会改革推進会議（10回目） ○中間報告書骨子について
11月17日(木)	議会改革推進会議（11回目） ○中間報告書草案について

日付	内 容
平成28年 11月28日(月)	議会改革推進会議中間報告 ○正副委員長から正副委員長へ報告

【中間報告（平成28年11月）以降】

日付	内 容
平成28年 12月 6日(火)	議会改革推進会議（中間報告後 1 回目） ○政務活動費の在り方について
12月15日(木)	議会改革推進会議（中間報告後 2 回目） ○政務活動費の在り方について
平成29年 1月20日(金)	議会改革推進会議（中間報告後 3 回目） ○政務活動費の在り方について
2月17日(金)	議会改革推進会議（中間報告後 4 回目） ○中間報告書草案について

● 議会改革推進会議中間報告書（平成 28 年 11 月）概要

1 議会改革推進会議における審議状況

- 今期の議会改革推進会議は，平成 28 年 3 月から本中間報告まで，計 11 回にわたり会議を開催し，政務活動費の在り方について集中して検討を行った。

2 方向性が示された事項

(1) 公開の在り方

政務活動費に係る収支報告書等（収支報告書，実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し。以下同じ。）のネット公開を行うべき。

イ 対象書類

現在，閲覧に供している書類と同じものとする。

ロ 対象年度

平成 29 年度分の収支報告書等から公開する。

（公開は平成 30 年度から行う。）

(2) 第三者機関（チェック機関）の設置

現時点では，第三者機関を設置しない。

(3) 「手引」の内容に係る確認

「手引」の内容に係る基本的な事項は，議会改革推進会議で検討を行う。

また，「手引」において，解釈の幅がある部分について，「Q & A」を作成する必要があり，その作成については，議会として新たに検討組織を設置して検討を行うべき。

3 中間報告以降の検討事項

中間報告以降は，以下について検討を行う。

- ・ 政務活動費の在り方に関連し，結論又は検討の着手に至らなかった事項
- ・ 政務活動費関係以外の検討項目（議会の公開，議会における住民参加，議会の運営，その他に係る項目）

特に，政務活動費に関して，会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記，修正報告の制度の導入，政務活動費の交付先，毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開に係る事項については，できるだけ早期に検討を行う。